

好生館での処遇・宿舎・当直・研修手当について

- 研修医専用機や控室の有無等 : 研修医控室、専用机、ロッカーなど
- 学会、研究会への参加費用支給 : あり（支給あり）
- 指導法 : 各診療科でのman-to-man、AHA ACLSコース、研修医ガイド下のCVC（中心静脈カテーテル）置入など

研修医の時間外労働
の想定上限時間数は
960時間／年を想定

下記の基本給に、当直などを加味した
“**研修医手当**”（一年次8万円、二年次
10万円）が別途支給されます。**医師の**
働き方改革に対応して上記を超えた
時間外勤務手当も、一定の基準で
上乘せされます。

研修医当直

- 回数(月平均) : 4回
- 当直手当 : あり(当直手当)
- 当直時の勤務体制
(研修医以外の当直医数) : 7人
- 当直時の勤務体制
(当直研修医数) : 3人
- 勤務体制 : 1年次と2年次のペアに指導医1名を付する2交代制(午前7:30～午後8:30)の2交代

処遇

基本手当

一年次 : 300,000円/月 賞与なし(諸手当込み)(手当によって個人毎に差がありますので表示額の通りではありません)

二年次 : 310,000円/月 賞与なし(諸手当込み)(手当によって個人毎に差がありますので表示額の通りではありません)

※独身、当直月4回とした場合
の一年次の想定手取月額 : 約380,000円/月(一年次日額15,000円
二年次日額15,500円)

- 社会保険、労働保険

公的医療保険 : あり

(臨床研修病院ガイドブック WEB 2024 より引用)

※ 時間外勤務が100時間／月を超えると、面接指導を受ける必要があります。
勤務間インターバルが確保できない時、事後的に「代償休息」を付与します。

令和6年度～:働き方改革に対応した時間外勤務手当

所定労働時間外の活動内記入入力 [臨床研修医] ※入力画面に表示※

【時間外の研修活動に該当するもの】(※ 1～4)

1 患者に関するもの

★急患・急変・緊急呼出や手術・処置・検査が延長した患者に起因する活動

2 研修体制が起因し、発生するもの

★ER 総合時間外診療(救急 A1、救急 A2)

3 臨床研修上参加すべきもの

★必須カンファレンス、CPC 発表、好生館医学会発表、総合教育研修センター活動

4 1～3に該当しない診療に関する活動等

★回診、電子カルテ記載、レセプト、診断書・退院サマリ作成、災害訓練(役割者のみ)

【時間外の研修活動に該当しないもの】(※ 5)

5 自己研鑽

★自己研鑽(実際の担当ではない患者の情報収集・予習・練習等)、任意参加の WEB 講演会・学会・カンファランス・CPC・勉強会・研修会等への出席および準備、医学論文作成、手術等の実技見学

時間外活動内わけと時間数／月（COMPANY）

COMPANY

承認状況

承認可能なもののみ

個人ごとの期間合計を表示

日ごとの対象者合計を表示

承認可能なデータの背景色:[] また承認できないデータの背景色:[]

記事記載等↓
必須研修会↓
当直業務↓
急患対応↓

社員情報	警告情報	詳細	日付	所定労働時間	カルテ オペ 操作時刻	所定外活動時間数	内訳1 緊急患者活動	内訳2 研修体制起因	内訳3 参加推奨活動	内訳4 所定外活動等	内訳5 自己研鑽活動	休暇情報	休日 振替	出勤日数	所定勤務時間数	全日有 休日数	有休 取得時間数
承認する 2220413		状態:第1段階の承認	詳細	4/1 ~4/30	[A]日勤1(0830-1715): 20回 [休]週休日(法): 5回 [休]週休日: 5回	84:25	14:00	32:30	25:40	12:15				20	155:00-		
承認する 2220420		状態:第1段階の承認	詳細	4/1 ~4/30	[A]日勤1(0830-1715): 20回 夜勤明ナ: 1回 [休]週休日(法): 5回 [休]週休日: 4回	27:07	1:30	18:00	3:12	3:00	1:25	全日: 1回 年次有給休暇: 1回		20	147:15	17:45	
承認する 2230651		状態:第1段階の承認	詳細	4/1 ~4/30	[A]日勤1(0830-1715): 12回 夜勤明ナ: 4回 [B]夜勤B(1615-0930): 4回 [休]週休日(法): 5回 [休]週休日: 5回									20	155:00-		
承認する 2230682		状態:第1段階の承認	詳細	4/1 ~4/30	[A]日勤1(0830-1715): 20回 [休]週休日(法): 5回 [休]週休日: 5回	43:40		19:30		24:10				20	155:00-		
承認する 2230699		状態:第1段階の承認	詳細	4/1 ~4/30	[A]日勤1(0830-1715): 14回 夜勤明ナ: 3回 [B]夜勤B(1615-0930): 3回 [休]週休日(法): 5回 [休]週休日: 5回	4:21	3:30		0:30	0:21				20	155:00-		
承認する 2230405		状態:第1段階の承認	詳細	4/1 ~4/30	[A]日勤1(0830-1715): 20回 [休]週休日(法): 5回 [休]週休日: 5回	41:31	6:00	11:34	22:06	1:51				20	155:00-		
承認する 2230467		状態:第1段階の承認	詳細	4/1 ~4/30	[A]日勤1(0830-1715): 20回 [休]週休日(法): 5回 [休]週休日: 5回	39:48		29:45	5:13	4:50				20	155:00-		

内訳1～内訳4が時間外業務(労働)に該当

内訳5は自己研鑽

時間外手当と健康管理（HPの研修規定にアップ）

○時間外勤務手当：あり（令和6年度～）

【変更点】令和6年度から医師の働き方改革が臨床研修医も含めたすべての医師に本格導入されることになったため、急患に関係した休日・時間外の呼び出しやそれに伴う検査・処置・治療、緊急手術等への参加、電子カルテ記載、診断書・診療情報提供書の作成、総合当直業務等は、**一定の要件を満たせば、時間外業務として認定**され、時間帯と労働時間数に応じた手当が支給されるシステムに移行します（令和6年4月より導入予定）。

また、基本手当に加え、引き続き「研修医手当」も別途、支給されます。

（**研修医手当** ⇒ 1年次；8万円／月、2年次；10万円／月）

【留意点①】上記の時間外業務が適切に管理され手当が支給されるためには、各自の勤務記録が大切となります。**ICカードによる打刻（登録）が“勤務証明”となるため出勤時・退勤時の打刻を忘れない**ように徹底してください。勤務時間外の活動内容については**COMPANYという勤務管理ソフトを用いて集計しますので、毎日登録する**ように心がけてください。

【留意点②】タスクシフトやワークシェアリングを工夫したとしても、診療科ならびに季節によっては救急患者対応が多くなり、時間外業務が一定時間を超えることがあります。月の時間外勤務時間が80時間を超えそうな場合は各診療部長より注意喚起があります。**100時間／月を超えた場合は、面接指導実施医師（各診療部長や医師臨床研修プログラム責任者など）による面談**が行われ、勤務状況や睡眠時間・健康状態の聞き取り調査が行われます。また、さまざまな事情で、決められた**勤務間インターバルが確保できない場合は、事後的に（翌月末までに）「代償休息」が付与される**ことになっています。